

介護保険法施行規則の改正に伴う地域包括支援センターの職員配置の柔軟化に係る条例の一部改正について

1. 地域包括支援センターの職員の員数 (施行規則第140条の66第1号イ)

地域包括支援センターに置くべき常勤の職員数は、担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護支援専門員1人。



2. 改正の背景

地域包括支援センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、地域包括支援センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

(介護保険制度見直しに関する意見 (令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会))

3. 改正の概要

① 地域包括支援センター運営協議会が、第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して必要であると認めるときは常勤換算方法による職員配置を可能とする。

② 地域包括支援センター運営協議会が、地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者数を合算し、全体でおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに3職種を必要数配置すれば、配置基準を満たすものとする。
(ただし、個々のセンターには3職種の内2職種以上の常勤職員を配置する必要がある。)



4. 本市における対応

- ① 当該規則は、市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準であるため、「伊丹市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正により、国の改正内容に対応しました。
- ② 地域包括支援センターの柔軟な人員配置については、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合に限ることから、「伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例」の所掌事務にこれらの認定事務を追加する改正を行いました。

※改正条例の公布日及び施行日：令和6年9月25日

5. その他の柔軟化策

◎3職種に「準ずる者」の要件の見直し

今後の主任介護支援専門員の人材確保・育成を推進する観点から、「主任介護支援専門員に準ずる者」の範囲が見直された。

主任介護支援専門員に準ずる者の要件	
ア	「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者
イ (新設)	センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者 ※ 介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。

※「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について

(社会保障審議会介護保険部会 (第110回資料) より)

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和４年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3 職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3 職種を配置**することや、「**主任介護支援専門員その他これに準ずる者**」の「**準ずる者**」の**範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

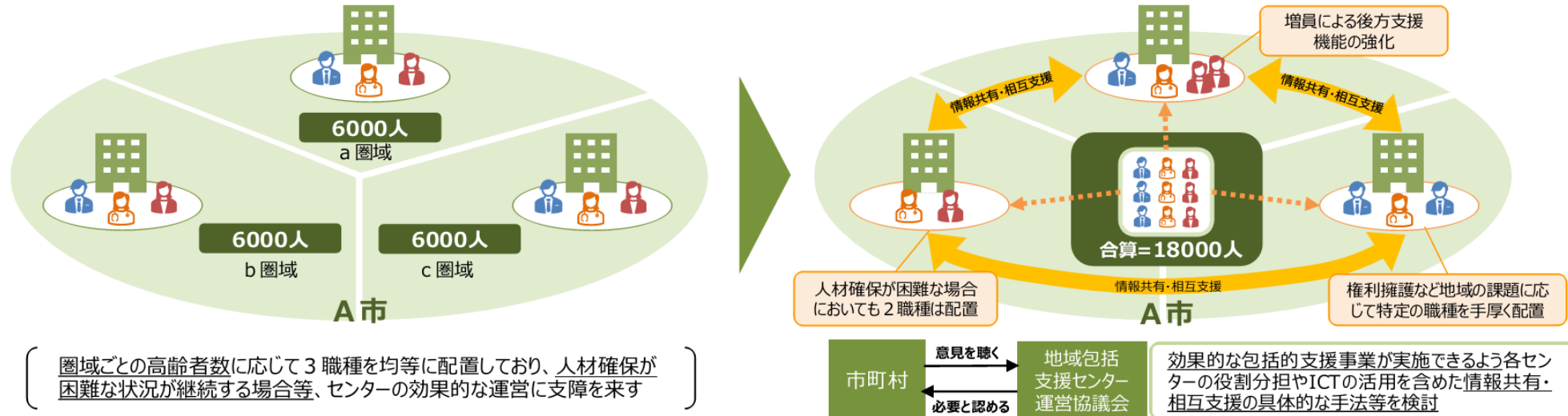
(参考)「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月●日閣議決定)

(●) 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行 規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について 1 年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正(案)）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算 5 年以上である者」を追加（通知改正(案)）